

第 5 号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条及び次条において「法」という。）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第5条において「会計年度任用職員」という。）の給与、旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。

2 前項の報酬には、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を含むものとする。

3 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第3条 第1号会計年度任用職員の報酬の額は、日額、月額又は時間額により、人事委員会規則で定めるところにより決定する。ただし、月額により決定する場合には、任命権者は、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

2 前項の報酬の額は、第1号会計年度任用職員をその職員の職務に従事する第2号会計年度任用職員と仮定し、かつ、その第2号会計年度任用職員に次条の規定を適用したと仮定した場合に決定される給料の額に、人事委員会規則で定める額を加算した額を基礎として決定するものとする。

3 前2項の規定により難い特別の事情があると認められる第1号会計年度任用職員の報酬については、前2項の規定にかかわらず、熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号。第6条第2項において「報酬等条例」という。）別表第1第16号に定める日額の報酬額（報酬の額を月額又は時間額により決定する場合にあっては、

これに相当する額として人事委員会規則で定める額)を超えない範囲内で、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その額を決定することができる。

(第2号会計年度任用職員の給料)

第4条 第2号会計年度任用職員の給料の額は、別表の左欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める月額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより決定する。

(給与の額、支給方法等)

第5条 前2条に定めるもののほか、第2条に掲げる給与の額、支給方法等に関し必要な事項は、会計年度任用職員の職務の複雑、困難、特殊及び責任の度に応じ、かつ、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職員給与条例」という。)、熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号。第8条第1項及び別表において「県立学校給与条例」という。)又は熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号。同項及び同表において「市町村立学校給与条例」という。)の適用を受ける職員(同条第2項において「常勤職員」という。)との均衡を考慮し、人事委員会規則で定める。

(第1号会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第6条 第1号会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法は、報酬等条例別表第2附属機関の委員その他の構成員の項の適用を受ける職員の例による。

3 前項の規定により難い特別の事情があると認められる第1号会計年度任用職員の費用弁償の額については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第31号。次条第2項において「旅費条例」という。)別表第1の8級以下の職務にある者の項の適用を受ける職員に支給する旅費の例に準じて計算した額とすることができる。

(第2号会計年度任用職員の旅費)

第7条 第2号会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類、額及び支給方法は、旅費条例別表第1の8級以下の職務にある者の項の適用を受ける職員の例による。

(第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第8条 第1号会計年度任用職員が一般職員給与条例第10条第1項、県立学校給与条例第11条第1項又は市町村立学校給与条例第10条に規定する通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法は、常勤職員に支給される通勤手当の額及び支給方法との均衡を考慮して人事委員会規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

職 種	月 額
研究員	一般職員給与条例別表第3 研究職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額
医師及び歯科医師	一般職員給与条例別表第4 医療職給料表ア医療職給料表(1)に定める2級における最高の号給の給料月額
薬剤師、獣医師、栄養士その他の人事委員会規則で定める職	一般職員給与条例別表第4 医療職給料表イ医療職給料表(2)に定める1級における最高の号給の給料月額
保健師、看護師その他の人事委員会規則で定める職	一般職員給与条例別表第4 医療職給料表ウ医療職給料表(3)に定める1級における最高の号給の給料月額
県立学校の講師その他の人事委員会規則で定める職	県立学校給与条例別表第1 教育職給料表(2)に定める1級における最高の号給の給料月額
市町村立学校の講師その他の人事委員会規則で定める職	市町村立学校給与条例別表第1 教育職給料表(3)に定める1級における最高の号給の給料月額
前記以外の職	一般職員給与条例別表第1 行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額

(提案理由)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。